

株 主 各 位

第77期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

第77期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nitta-gelatin.co.jp>）に掲載することにより、株主の皆様に提供しております。

新田ゼラチン株式会社

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数 15社

主要な連結子会社の名称

彦根ゼラチン(株)、(株)アルマコーポレーション、(株)ニッタバイオラボ、ニッタゼラチンホールディングInc.、ニッタケーシングズInc.、ニッタゼラチンエヌエーInc.、ニッタゼラチンユーエスエーInc.、ニッタゼラチンカナダInc.、ニッタケーシングズ(カナダ)Inc.、上海新田明膠有限公司、ニッタホンコンLtd.、ニッタゼラチンベトナムCo.,Ltd.、ニッタゼラチンインディアLtd.、バムニプロテインズLtd.、レバプロテインズLtd.

(株)アルマコーポレーションは、平成28年4月に新田ゼラチンフーズ(株)へ商号変更をしております。また、(株)アイビスは清算終了に伴い連結の範囲から除外しております。

(連結の範囲の重要な変更)

当連結会計年度より、ニッタゼラチンインディアLtd.は支配力基準により実質的に支配していると認められるため、持分法適用関連会社から連結子会社に変更しております。これに伴い同社の子会社であるバムニプロテインズLtd.及びレバプロテインズLtd.も連結の範囲に含めております。

また、当連結会計年度より、北京秋実膠原腸衣有限公司(北京新田膠原腸衣有限公司から商号変更)は持分比率が低下したことにより、連結の範囲から除外し持分法適用関連会社となっております。

② 非連結子会社の状況

非連結子会社の数 1社

主要な非連結子会社の名称 新寿サービス(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社1社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連会社 3社

主要な会社等の名称

ボスティック・ニッタ(株)、広東百維生物科技有限公司、北京秋実膠原腸衣有限公司

(持分法適用の範囲の重要な変更)

当連結会計年度より、ニッタゼラチンインディアLtd.は支配力基準により実質的に支配していると認められるため、持分法適用関連会社から連結子会社に変更しております。

また、当連結会計年度より、北京秋実膠原腸衣有限公司は持分比率が低下したことにより、連結の範囲から除外し持分法適用関連会社となっております。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社等

主要な会社等の名称

(非連結子会社)

新寿サービス(株)

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

③ 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用関連会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち上海新田明膠有限公司、ニッタホンコンLtd. の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ等の評価基準及び評価方法……………時価法

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品……………主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価
切下げの方法により算定)

商品、半製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品……………移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価
切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。ただし、建物については、当社及び国内連結子会社においても定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 2～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、主として債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

在外連結子会社は、主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

[追加情報]

役員退職慰労金について、一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末支給額を計上しておりましたが、平成28年3月15日開催の臨時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止、打ち切り支給を決議いたしました。これにより、役員退職慰労引当金残高を全額取り崩し、打ち切り支給額に対する未払い分については「その他の固定負債」に含めて表示しております。

④ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日等の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算しております。また、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………輸出による外貨建予定取引と輸入による外貨建営業債務及び外貨建予定取引

b. ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金

ハ. ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務

① 担保提供資産

流動資産(*1)	678百万円
建物及び構築物	1,976百万円
機械装置及び運搬具	253百万円
土地	191百万円
投資有価証券	279百万円
計	3,379百万円

② 担保提供資産に対応する債務

短期借入金	678百万円
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	4,162百万円

(*1) 流動資産には、売掛金、棚卸資産等が含まれております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 18,531百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	18,373,974株	一株	一株	18,373,974株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	110百万円	6.00円	平成27年3月31日	平成27年6月26日
平成27年11月6日 取締役会	普通株式	110百万円	6.00円	平成27年9月30日	平成27年12月4日

(注) 平成27年3月期期末配当金の内訳 普通配当6円00銭

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
平成28年6月28日開催予定の第77回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当金の総額	配当金の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
普通株式	110百万円	利益剰余金	6.00円	平成28年3月31日	平成28年6月29日

(注) 平成28年3月期期末配当金の内訳 普通配当6円00銭

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後8年であります。このうち一部は金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債務及び外貨建ての予定取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針に関する事項」に記載されている「⑤ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、各事業部門における営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建営業債務及び外貨建予定取引について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。また、当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規定に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行っております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注2）参照。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*1)	時価 (*1)	差額
(1) 現金及び預金	2,688	2,688	—
(2) 受取手形及び売掛金	7,375	7,375	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	1,722	1,722	—
(4) 支払手形及び買掛金	(4,252)	(4,252)	—
(5) 未払金	(1,261)	(1,261)	—
(6) 短期借入金	(2,186)	(2,186)	(0)
(7) 長期借入金(*2)	(7,596)	(7,620)	(23)
(8) デリバティブ取引(*3)	3	3	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金2,215百万円を含んでおります。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	230	1,710	1,480
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	15	11	△3
合計		245	1,722	1,476

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 短期借入金、(7) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

全てヘッジ会計を適用しておりますので、該当事項はありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	550	266	(*)
原則的 処理方法	為替予約取引 買建 米ドル 加ドル	買掛金	881	—	△37
	為替予約取引 売建 米ドル	予定取引	1,894	—	41

(*) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価を含めて記載しております。

(※) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	31

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内
預金	2,684
受取手形及び売掛金	7,375
合計	10,060

(注4) 長期借入金の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	2,215	1,899	1,591	1,097	744	46
合計	2,215	1,899	1,591	1,097	744	46

6. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループにおいては、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 814円90銭
(2) 1株当たり当期純利益 26円00銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.26%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は6百万円減少し、法人税等調整額25百万円、その他有価証券評価差額金24百万円がそれぞれ増加し、退職給付に係る調整累計額4百万円、繰延ヘッジ損益1百万円がそれぞれ減少しております。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針(会計処理に関する部分)を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号

「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に関する会計基準」(企業会計審議会)を適用する際の指針を定めたものであります。

(2) 適用予定日

平成28年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法……………時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品……………総平均法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価
切下げの方法により算定)

商品、半製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品……………移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価
切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物……………定額法

その他……………定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 7～41年

構築物 7～50年

機械装置 2～8年

車両運搬具 4～6年

工具器具備品 2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア……………自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）による定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………原材料輸入による外貨建営業債務及び外貨建予定取引

b. ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度額を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産及び担保付債務

① 担保提供資産

建物	1,439百万円
構築物	128百万円
機械装置	125百万円
土地	157百万円
投資有価証券	279百万円
計	2,129百万円

② 担保提供資産に対応する債務

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）	3,742百万円
------------------------	----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,541百万円

(3) 偶発債務

保証債務

金融機関からの借入金に対して、次のとおり保証を行っております。

ニッタゼラチンカナダInc.	412百万円（外貨 4,750千C\$）
ニッタケーシングズInc.	886百万円（外貨 7,875千US\$）
ニッタケーシングズ(カナダ)Inc.	57百万円（外貨 661千C\$）
ニッタゼラチンユーエスエーInc.	1,642百万円（外貨 14,581千US\$）
上海新田明膠有限公司	78百万円（外貨 4,272千RMB）
計	3,076百万円

リース取引に対して、次のとおり保証を行っております。

ニッタゼラチンユーエスエーInc.	125百万円（外貨 1,114千US\$）
-------------------	-----------------------

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	2,336百万円
② 長期金銭債権	1,824百万円
③ 短期金銭債務	678百万円
④ 長期金銭債務	一百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	5,066百万円
② 仕入高（外注加工費含む）	5,197百万円
③ 営業取引以外の取引高	313百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	162株	一株	一株	162株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金限度超過額であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円) (注6)	科目	期末残高(百万円) (注6)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ニッタゼラチンカナダInc.	20,000 千C\$	ゼラチンの製造販売	直接 100.0%	兼任 1名	製品の購入、債務保証	製品等の購入(注2)	1,665	買掛金	298
							債務保証(注3)	412	—	—
子会社	ニッタゼラチンエヌエーInc.	130 千US\$	ゼラチンの販売	間接 100.0%	兼任 1名	当社製品の販売等	製品の販売(注2)	2,198	売掛金	754
子会社	ニッタゼラチンユーエスエーInc.	100 US\$	ゼラチン・コラーゲンペプチドの製造販売	間接 100.0%	兼任 1名	製品の購入、資金の援助、債務保証	資金の貸付(注1)	240	短期貸付金	162
							債務保証(注3)	1,642	—	—
							債務保証(注4)	125	—	—
									長期貸付金	872
子会社	ニッタケーシングズInc.	27,400 千US\$	コラーゲンケーシングの製造販売	直接 97.7% 間接 2.3%	兼任 1名	資金の援助、債務保証	資金の貸付(注1)	—	短期貸付金	332
							債務保証(注3)	886	—	—
							増資の引受(注5)	222	—	—
子会社	(株)アルマコーポレーション(注7)	50 百万円	ゼラチン・ゲル化剤の販売	直接 100.0%	なし	当社製品の販売等	製品の販売(注2)	2,115	売掛金	801
子会社	ニッタゼラチンインディアLtd.	248,791 千Rs	ゼラチン・オセインの製造販売	直接 43.0%	兼任 1名	原料の購入	原料の購入(注2)	2,121	買掛金	220
							増資の引受(注5)	303	—	—
子会社	上海新田明膠有限公司	9,088 千RMB	ゼラチン・コラーゲンペプチドの販売	直接 67.0%	なし	製品の購入	増資の引受(注5)	60	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付については、市場金利を勘案し、利率を合理的に決定しております。
- (注2) 営業取引については、市場価格を勘案し、一般的取引条件と同様に決定しております。
- (注3) 銀行借入に対して債務保証を行っております。
- (注4) リース取引に対して債務保証を行っております。
- (注5) 増資の引受については、株主割当増資を引き受けたものであります。
- (注6) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- (注7) (株)アルマコーポレーションは、平成28年4月に新田ゼラチンフーズ(株)へ商号変更をしております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	743円17銭
(2) 1株当たり当期純損失	14円68銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.26%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は1百万円減少し、法人税等調整額24百万円、その他有価証券評価差額金24百万円がそれぞれ増加し、繰延ヘッジ損益が1百万円減少しております。